

第50号議案

春日市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年9月1日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和6年法律第59号)の施行等に伴い、特定在留カード等を利用した印鑑登録証明書の交付の申請等に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市印鑑条例の一部を改正する条例

春日市印鑑条例(昭和51年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、登録証を持参し」を削り、「より」を「登録証を添えて」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書(これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。))第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書(以下「利用者証明用電子証明書」という。))が記録されているものに限る。以下「個人番号カード等」という。)の交付を受けた登録者が個人番号カード等を添えて当該申請を行う場合は、登録証の添付を省略することができる。

第14条第2項中「、登録証」の次に「又は個人番号カード等」を加える。

第14条の2第1項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。))第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書(以下「利用者証明用電子証明書」という。))が記録されたものに限る。)」を「個人番号カード等」に、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に、「利用する」を「使用する」に改める。

第15条第1号中「登録証」の次に「又は個人番号カード等」を加える。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。